

# ゆとりみらい21推進協議会からのお知らせ

## 家族経営協定を見直しませんか

家族経営協定とは、農業経営や生活・将来の目標について家族みんなで話し合い、意欲とやりがいを持って農業を行っていくための家族のルールです。締結後は家族みんなで実行し経営と家族の状況に合わせて定期的に見直しをすることが大切です。幕別町では平成29年4月1日現在、110戸が締結しています。

### ▼見直すタイミングはココ!!

- ①後継者が就農するとき
- ②後継者が結婚するとき
- ③経営移譲を考えているとき

### ▼制度上のメリットはコレ!!

#### ①認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益配分と経営方針への参画が明確化されている家族経営協定が締結されていること等を要件に共同申請が可能です。

#### ②農業者年金

家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者に対して保険料の一部が補助されます。

#### ③農業近代化資金・経営体育成強化資金

経営主以外でも経営のうち一部の部門について主宰権等が明確になっている家族経営協定を締結している女性農業者や農業後継者についても貸付対象者となります。

#### ④農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)

経営開始型の特例として、夫婦で就農する場合、共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結している場合に夫婦合わせて1.5人分の年間225万円が給付されます(通常年間150万円)。

家族経営協定について、もっと事例を知りたい方や、新たに締結を考えている方はご相談ください。

### ◆問い合わせ先

ゆとりみらい21推進協議会  
営農環境対策専門部会事務局  
事務局：経済部農林課農政係  
電話：54-6605  
FAX：54-5564  
メール：[noseikakari@town.makubetsu.lg.jp](mailto:noseikakari@town.makubetsu.lg.jp)

## 北海道農業士・指導農業士になりませんか

農業を取り巻く環境は、技術の進歩や国際化の流れなど大きく変化しており、地域農業の維持・発展にはこうした変化に適切に対応できるよう、農業経営についての知識や技術を高めていくことが重要です。このことから、地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される「北海道農業士」や「北海道指導農業士」を募集していますが、まだまだ不足しています。

現在、幕別町では農業士18人、指導農業士7人が活動しています。

指導農業士・農業士の活動に興味のある方、また制度について詳しく知りたい方はご連絡ください。

### 【北海道農業士】

北海道農業士は、地域農業の担い手として優れた能力を有し、経営改善や地域農業の振興に積極的に参加、協力をを行う意欲旺盛な農業者を認定して活動を助長することを目的に付与される称号です。

#### ◆認定要件

- ①道内で現に農業に5年以上従事している原則30歳以上45歳くらいまでの者で、経営改善に積極的に取り組むとともに、経営改善や青少年活動等、地域活動に率先して参加活動している者(農地所有適格法人の構成員又は構成員の家族を含む)
- ②北海道や農業改良普及センター、市町村、JAなど関係機関団体等が実施する研修に積極的に参画するなど資質向上への意欲が高い者

### 【北海道指導農業士】

北海道指導農業士は、新規就農希望者等の育成指導や地域農業の振興などに対する助言や協力を行う、より高度な能力を有する農業者に付与される称号です。

#### ◆認定要件

- ①道内で現に農業に従事している概ね40歳以上60歳くらいまでの者で、個人経営にあっては経営主、又はその配偶者等、農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員として農業経営を主体的に担っている者
- ②高度な生産技術力、経営・生活管理能力を有し、農業経営や農村生活の成果がその地域の水準以上である者
- ③次代の農業の担い手育成に強い熱意と指導性を有するとともに、研修生の受入れ及び適切な指導が可能である者
- ④地域農業の発展に対する貢献度及び社会的信頼度が高い者